

平成 30 年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

子ども・子育て支援に関する施策に係る
財務事務の執行について

平成 31 年 3 月
山口県包括外部監査人
古 林 照 己

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1 外部監査の概要 | 1 |
| 1 外部監査の種類 | 1 |
| 2 選定した特定の事件（テーマ） | 1 |
| 3 外部監査対象期間 | 1 |
| 4 外部監査対象機関 | 1 |
| 5 特定の事件（テーマ）を選定した理由 | 1 |
| 6 外部監査の実施期間 | 2 |
| 7 外部監査人及び補助者 | 2 |
| 8 利害関係 | 2 |
| 第2 外部監査対象の概要 | 3 |
| 1 やまぐち子ども・子育て応援プラン | 3 |
| 2 監査対象事業 | 4 |
| 第3 外部監査の結果及び意見（概要） | 8 |
| 1 指摘事項及び意見の各事業別件数 | 8 |
| 2 監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見 | 10 |
| 3 指摘事項及び意見の一覧（要約） | 16 |

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について

3 外部監査対象期間

原則として平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4 外部監査対象機関

| 部 | 局・課 | |
|-------|-------------|------------------------|
| 健康福祉部 | こども・子育て応援局 | こども政策課、こども家庭課 |
| | | 厚政課、医療政策課、医務保険課、障害者支援課 |
| 環境生活部 | 男女共同参画課 | |
| 商工労働部 | 経営金融課、労働政策課 | |
| 土木建築部 | 住宅課 | |
| 教育庁 | 義務教育課 | |

5 特定の事件（テーマ）を選定した理由

全国的に少子化が進む中、山口県においても平成28年の出生数が統計を取り始めて以来初めて1万人を下回り、平成29年の出生数も前年比で減少し2年連続で1万人を下回っている。

人口減少を大きな課題としている山口県にとって少子化は人口減少の大きな要因のひとつであり少子化対策は重要な施策と考えられる。

山口県では、平成27年3月に平成27年度から平成31年度までを対象とした「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定し、計画の基本目標として「やまぐち子育て文化の創造」を掲げて、子育て支援・少子化対策を推進している。

少子化の進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を揺るがし、社会保障制度における現役世代の負担の増大、子ども同士の交流機会の減少による子どもの健やかな成長への懸念などがあるとされ、県民の関心も高いものと考えられる。

厳しい財政が続く中で子ども・子育て支援に関する施策が効果的かつ効率的に執行されているかを合規性のみならず有効性及び経済性・効率性の観点から監査することは県民にとって有意義であると考えテーマとして選定した。

6 外部監査の実施期間

平成 30 年 7 月 5 日から平成 31 年 2 月 25 日まで

7 外部監査人及び補助者

| 区分 | 資格 | 氏名 |
|---------|-------|-------|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 | 古林 照己 |
| 監査補助者 | 公認会計士 | 品川 充洋 |
| 監査補助者 | 公認会計士 | 森永 晃仁 |
| 監査補助者 | 公認会計士 | 河口 雅邦 |
| 監査補助者 | 公認会計士 | 村田 治子 |
| 監査補助者 | 公認会計士 | 水谷 公威 |
| 監査補助者 | 公認会計士 | 山田 康雄 |
| 監査補助者 | 公認会計士 | 花井 宏行 |

8 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1 やまぐち子ども・子育て応援プラン

(1) 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の概要

山口県では、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化や「子ども・子育て支援新制度」の本格施行等を踏まえ、平成27年3月に子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための計画として「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定している。計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間である。この計画は、「子育て文化創造条例」12条の規定に基づく計画、子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「山口県子ども・子育て支援事業支援計画」及び次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく都道府県計画（前期計画）として位置付けている。

(2) 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の基本的な考え方

基本目標

「やまぐち子育て文化の創造」

子どもや子育てを社会全体で愛情を持って優しく見守り、支援する取組を積み重ね、それが風土や住みよさとして世代を超えて受け継がれていく「やまぐち子育て文化の創造」を目指している。

施策推進の基本的な考え方

- ・家庭、学校、企業、地域等において、連携を図りながら、積極的に施策を推進
- ・結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目のないきめ細やかな施策を推進
- ・地域の特性や県民の多様なニーズを踏まえ、利用しやすいサービスの提供に向け、利用者の視点に立った施策を推進

(3) 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の施策体系

| 区分 |
|-------------------|
| 子育て文化の創造に向けた気運の醸成 |
| 保健医療サービスの充実と健康の増進 |
| 子育て家庭への支援の充実 |
| 子どもの学習環境の整備充実 |
| 職業生活と家庭生活との両立支援 |
| 地域における子育て支援の充実 |
| 子どもの安全確保と健全育成 |

2 監査対象事業

(1) 監査対象事業の選定方法

- ア 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の事業のうち、当該プランの中心的役割を担う健康福祉部こども・子育て応援局の2課(こども政策課及びこども家庭課)が担当する事業について監査対象とした。但し、「被災した子どもの保育料等減免事業」については、平成28、29年度の実績がないため監査対象外とした。
- イ 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の事業のうち、「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の「子育てしやすい環境づくり推進プロジェクト」に属する事業について上記ア以外で監査人が必要と認めた事業を監査対象とした。
- ウ その他、監査人が必要と認めた事業について監査対象とした。
- エ 「1 やまぐち子ども・子育て応援プラン (3)「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の施策体系」の中の「子どもの学習環境の整備充実」については、昨年度の包括外部監査で教育の振興に関する施策をテーマにしており、昨年度監査対象とした事業が中心であるため監査対象外とした。

(2) 監査対象事業の一覧(60事業)

上記(1)の選定方法により監査対象とした事業は以下のとおりである。

下表の「 」に記載した数字は「1 やまぐち子ども・子育て応援プラン (3)「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の施策体系」で示した表中の番号との関連を示している。

(単位：千円)

| 所 管 課 | | | |
|--------------------------------|--|--|---------|
| No. | 事業名 | | 当初予算 |
| 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課 | | | |
| 1 | みんなで子育て応援推進事業 | | 24,337 |
| 2 | やまぐち子ども・子育て応援ファンド事業 | | 3,500 |
| 3 | ぶち幸せおいでませ！結婚応援事業 | | 70,920 |
| 4 | みんなで多子世帯応援事業 | | 7,340 |
| 5 | 子育て支援・少子化対策推進事業 | | 2,204 |
| 6 | 未来のパパ・ママ！子育て体験交流事業 | | 1,500 |
| 7 | やまぐち結婚応援サポート事業 | | 4,500 |
| 8 | 母子保健対策推進事業 | | 1,011 |
| 9 | 切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(新生児スクリーニング検査) | | 31,629 |
| 10 | 切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(不妊に悩む方への特定治療等支援事業) | | 244,585 |

| 所 管 課 | | | |
|--------------------------------|--------------------------------------|---|-----------|
| No. | 事業名 | | 当初予算 |
| 11 | 切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(妊娠・出産包括支援推進事業) | | 2,374 |
| 12 | 多子世帯応援保育料等軽減事業 | | 318,594 |
| 13 | 未熟児養育医療事業 | | 23,715 |
| 14 | 子育て支援特別対策事業 | | 404,964 |
| 15 | 保育・幼児教育総合推進事業 | | 5,123,334 |
| 16 | 地域子ども・子育て支援事業 | | 1,382,629 |
| 17 | 保育所障害児受入促進事業 | | 4,116 |
| 18 | 子ども・子育て支援人材育成事業 | | 11,456 |
| 19 | 民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業 | | 1,135 |
| 20 | 子育て支援環境づくり推進事業 | | 156,851 |
| 21 | 保育士確保総合対策事業 | | 24,680 |
| 22 | シニアも応援！子育てサポーター事業 | | 9,640 |
| 23 | 保育所児童の健康支援体制強化事業 | | 6,922 |
| 24 | 安心こども基金積立金 | - | 147 |
| 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課 | | | |
| 1 | 児童相談所運営費 | | 27,659 |
| 2 | 児童保護費(児童家庭支援センター補助) | | 60,129 |
| 3 | 児童委員活動費 | | 90,624 |
| 4 | 主任児童委員研修事業 | | 94 |
| 5 | 児童手当等交付金 | | 3,151,163 |
| 6 | ひとり親家庭等就業支援強化事業 | | 10,219 |
| 7 | 児童扶養手当支給事業費 | | 145,480 |
| 8 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | | 184,177 |
| 9 | ひとり親家庭自立支援給付金事業 | | 6,792 |
| 10 | ひとり親家庭生活向上事業 | | 6,600 |
| 11 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | | 1,109 |
| 12 | 地域子どもの未来応援事業 | | 2,000 |
| 13 | 子どもの虐待対策・家庭的擁護推進事業 | | 62,445 |
| 14 | 児童保護費(措置児童委託料及び母子生活支援施設等負担金) | | 2,625,984 |
| 15 | 児童福祉振興費 | | 1,401 |
| 16 | 児童処遇改善費 | | 3,442 |
| 17 | 青少年育成県民運動事業 | | 1,585 |

| 所 管 課 | | | |
|----------------------|--|---|------------|
| No. | 事業名 | | 当初予算 |
| 健康福祉部 厚政課 | | | |
| 1 | 乳幼児医療対策費 | | 780,372 |
| 2 | ひとり親医療対策費 | | 319,720 |
| 3 | 福祉総合相談支援センター整備事業 | - | 899,654 |
| 健康福祉部 医療政策課 | | | |
| 1 | 周産期医療システム強化事業 | | 8,213 |
| 2 | 地域周産期医療センター運営事業 | | 113,121 |
| 3 | 周産期医療助産師活用推進事業 | | 13,919 |
| 4 | 小児医療対策事業 | | 163,663 |
| 5 | 医療勤務環境改善支援事業(うち病院職員子育てサポート事業) | | 167,458 |
| 6 | 病院内保育所共同利用促進事業 | - | 7,082 |
| 健康福祉部 医務保険課 | | | |
| 1 | 県立病院機構運営費負担金(うち「周産期医療に要する経費」及び「周産期母子医療センター地域連携業務」) | | 32,126 |
| 健康福祉部 障害者支援課 | | | |
| 1 | 在宅障害児療育支援推進事業 | | 7,392 |
| 2 | 発達障害児地域支援体制強化事業 | | 6,000 |
| 3 | 児童保護費 | | 196,575 |
| 環境政策部 男女共同参画課 | | | |
| 1 | 男女共同参画推進事業 | | 2,672 |
| 2 | 輝く女性応援事業 | | 6,459 |
| 商工労働部 経営金融課 | | | |
| 1 | 女性創業サポート事業 | - | 15,963 |
| 商工労働部 労働政策課 | | | |
| 1 | 子育て女性等の活躍応援事業 | | 58,627 |
| 土木建築部 住宅課 | | | |
| 1 | 三世帯同居・近居推進事業 | | 17,897 |
| 教育庁 義務教育課 | | | |
| 1 | 多子世帯応援保育料等軽減事業(幼稚園分) | | 45,996 |
| | | | 17,105,895 |

(3) 出先機関及び財政援助団体の監査について

ア 出先機関の監査について

(ア) 児童相談所

児童相談所では、「児童相談所運営費」の他、複数の事業の財務事務が執行されている。そのため「児童相談所運営費」の金額が大きい上位2所(中央児童相談所・下関児童相談所)に往査することとした。児童相談所で監査の対象とした事業は以下のとおりである。

| 所管課 | 事業名 |
|-------------------------|------------------------------|
| 健康福祉部 子育て 応援局 子育て家庭課 | 児童相談所運営費 |
| | 子どもの虐待対策・家庭的擁護推進事業 |
| | 児童保護費(措置児童委託料及び母子生活支援施設等負担金) |
| 健康福祉部 障害者支援課 | 児童保護費 |

(イ) 健康福祉センター

健康福祉センターでは、母子父子寡婦貸付金の貸付時の事務手続き及び債権管理を実施しているため、「母子父子寡婦福祉資金に係る滞納者分類(平成30年4月時点)の結果について」を閲覧し、滞納者数(債権管理マニュアルの滞納者区分A~Eの合計数)が多い上位2センター(周南健康福祉センター・宇部健康福祉センター)に往査することとした。

イ 財政援助団体への往査について

監査対象とした事業のうち、以下の3事業が実施する貸付事業については、社会福祉法人山口県社会福祉協議会が実施主体となっており、県は、補助金を交付している。貸付時の事務手続き及び債権管理が適切に実施されているか監査するため社会福祉法人山口県社会福祉協議会に往査することとした。

| 所管課 | 事業名 | 補助金の名称 |
|---------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 健康福祉部 子育て 応援局 | 子育て政策課 保育士確保総合対策事業 | 保育士確保貸付事業費補助金 |
| | 子育て家庭課 ひとり親家庭等就業支援強化事業 | 山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金 |
| | | 子どもの虐待対策・家庭的養護推進事業 |

第3 外部監査の結果及び意見（概要）

1 指摘事項及び意見の各事業別件数

指摘事項（19件）及び意見（47件）の各事業別件数は以下のとおりである。なお、記載すべき指摘事項及び意見がなかった事業については記載を省略している。

指摘事項とは、財務事務の執行において、法令、条例等に違反し、又は、不当と判断したもの、及び妥当性を欠く事実があると認められ改善を求めるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点及びその他改善が望ましいものについて述べるものである。

| 所 管 課 | | | |
|--------------------------------|------------------------------|------|----|
| No. | 事業名 | 指摘事項 | 意見 |
| 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課 | | | |
| 1 | みんなで子育て応援推進事業 | | 1 |
| 3 | ぶち幸せおいでませ！結婚応援事業 | | 3 |
| 8 | 母子保健対策推進事業 | 2 | |
| 12 | 多子世帯応援保育料等軽減事業 | | 1 |
| 14 | 子育て支援特別対策事業 | | 1 |
| 15 | 保育・幼児教育総合推進事業 | | 1 |
| 16 | 地域子ども・子育て支援事業 | | 1 |
| 20 | 子育て支援環境づくり推進事業 | | 1 |
| 21 | 保育士確保総合対策事業 | 1 | 6 |
| 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども家庭課 | | | |
| 2 | 児童保護費（児童家庭支援センター補助） | 1 | 2 |
| 3 | 児童委員活動費 | | 2 |
| 4 | 主任児童委員研修事業 | | 1 |
| 6 | ひとり親家庭等就業支援強化事業 | | 3 |
| 7 | 児童扶養手当支給事業費 | | 1 |
| 8 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 1 | 3 |
| 9 | ひとり親家庭自立支援給付金事業 | | 1 |
| 10 | ひとり親家庭生活向上事業 | | 2 |
| 11 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 3 | 1 |
| 13 | 子どもの虐待対策・家庭的擁護推進事業 | 4 | 3 |
| 14 | 児童保護費(措置児童委託料及び母子生活支援施設等負担金) | 1 | |
| 15 | 児童福祉振興費 | 1 | |

| 所 管 課 | | | |
|----------------------|--|------|----|
| No. | 事業名 | 指摘事項 | 意見 |
| 健康福祉部 医療政策課 | | | |
| 1 | 周産期医療システム強化事業 | | 1 |
| 2 | 地域周産期医療センター運営事業 | 1 | |
| 3 | 周産期医療助産師活用推進事業 | | 1 |
| 4 | 小児医療対策事業 | | 2 |
| 5 | 医療勤務環境改善支援事業(うち病院職員子育てサポート事業) | | 1 |
| 6 | 病院内保育所共同利用促進事業 | | 1 |
| 健康福祉部 医務保険課 | | | |
| 1 | 県立病院機構運営費負担金(うち「周産期医療に要する経費」及び「周産期母子医療センター地域連携業務」) | | 1 |
| 健康福祉部 障害者支援課 | | | |
| 1 | 在宅障害児療育支援推進事業 | 1 | 1 |
| 2 | 発達障害児地域支援体制強化事業 | 2 | |
| 環境政策部 男女共同参画課 | | | |
| 1 | 男女共同参画推進事業 | | 1 |
| 2 | 輝く女性応援事業 | | 1 |
| 商工労働部 経営金融課 | | | |
| 1 | 女性創業サポート事業 | 1 | |
| 商工労働部 労働政策課 | | | |
| 1 | 子育て女性等の活躍応援事業 | | 2 |
| 土木建築部 住宅課 | | | |
| 1 | 三世代同居・近居推進事業 | | 1 |
| 合 計 | | 19 | 47 |

2 監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見

(1) 貸付実行前の審査に関する指摘事項及び意見

「保育士確保総合対策事業」において貸付実施要綱の要件に合致しない貸付が実行されていたケースがあり、貸付金の返還について指摘事項として記載している。また、同事業の別の貸付においても貸付実施要綱の要件に合致するか否か検討を要するケースがあり意見として記載している。要綱に合致しない貸付が実行された場合は当初の事業目的を達成できなくなる可能性がある。また、既に実行された貸付金の返還を求める場合は借受人を財政的に不安定な状態にしてしまうことになる。貸付実行前の審査段階でのチェック体制の強化が必要である。

| 健康福祉部 子育て・子育て応援局 子育て政策課 |
|--|
| 21 保育士確保総合対策事業 |
| <p>【指摘事項】就職準備金貸付の要綱に合致しない貸付について（合規性）</p> <p>就職準備金貸付については、社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱の第3条（3）において以下のように要件が規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。</p><p>ア 保育士登録後、1年以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した者</p><p>イ 以下に掲げる施設又は事業を離職後1年以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない者</p><p>（ア）児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園</p><p>（イ）児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業</p><p>（ウ）児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業</p><p>（エ）児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業</p><p>（オ）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園</p><p>ウ 保育所等に新たに勤務する者</p><p>エ 山口県福祉人材センターに求職登録を行う、もしくは保育士バンクに登録を行う者</p></div> <p>しかしながら、貸付申請書を閲覧したところ、上記の要件に合致していない者に対して貸付を実施しているものがあった。当事案に関しては、貸付事業の実施主体である社会福祉法人山口県社会福祉協議会が当貸付とは別の貸付（保育料の一部貸付）の要件である要綱第3条（2）イ「保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者」を当貸付の要件と誤認して貸付200,000円の実行に至ったものである。</p> <p>要綱上の貸付要件に合致しない貸付であるため返還を求める必要がある。</p> |

【意見】貸付審査段階のチェック体制の強化について（合規性）

上記「【指摘事項】就職準備金貸付の要綱に合致しない貸付について（合規性）」で記載したとおり、貸付実施要綱の要件に合致しない貸付が実行されたケースが存在した。当事業の貸付実施要綱第3条には4つの貸付（（1）保育補助者雇上費貸付、（2）保育料の一部貸付、（3）就職準備金貸付、（4）子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付）に関する要件が規定されており、社会福祉法人山口県社会福祉協議会が要件を誤認したことが原因とのことである。

今後、誤認防止のために4つの貸付ごとのチェックリスト等を作成し審査資料として活用するなど貸付審査段階のチェック体制を強化することが必要である。

【意見】保育補助者雇上費貸付について（合規性・有効性）

当貸付は、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）の雇上げに必要な費用を一部貸付（保育補助者雇上費貸付）することにより、保育人材の確保を図り、保育環境の改善に資することを目的としている。

支援資金の貸付対象は、「社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱」の第3条(1)アにおいては、「新たに保育補助者の雇上げ」を行う施設又は事業者となっている。

貸付金申請書を閲覧したところ、既存の有限会社が新たに設置した保育所において、既に有限会社の代表権を有する取締役の地位にあった者を「新たに保育補助者の雇上げ」を行うとして、申請がなされ貸付が実行されているものがあった。

保育補助者雇上費貸付については、保育補助者を保育所等が配置することにより、保育士の負担を軽減し、保育環境の改善を図り、また、きめ細やかな保育の実施を目指すものであると考える。このような目的を達成するためには、保育士の指示のもとに保育補助者が業務を実施する必要がある。したがって、経営者として、保育士への指揮命令権を持つ代表権を有する取締役を新たに保育補助者として配置することは、経営者としての業務と兼務することとなり、当該配置が保育士の負担軽減につながるとは言い切れないことから、貸付の目的を達成できない可能性があるのではないかと考える。

当事例においては実施要綱への準拠性に疑義があると思われる点があること、また、貸付制度の趣旨を達成するに足る貸付であるかどうか疑義があることから、要綱上の要件を整理し当該貸付が要件に当てはまる貸付であったのか検討すべきである。なお、貸付決定金額は8,859,000円であり、平成30年10月往査時点での貸付実行額は4,429,000円となっている。

上記の他、貸付実行前の審査に関する指摘事項及び意見（要約）は以下のとおりである。

| 所管課 | | |
|-------------------------|-----------------|--|
| | 事業名 | 指摘事項及び意見（要約） |
| 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課 | | |
| 21 | 保育士確保総合対策事業 | <p>【意見】保育補助者雇上費貸付の申請書と添付書類の整合性確認について（新規性・経済性）</p> <p>雇用契約書記載の賃金月額と異なる賃金月額で人件費総額を積算して申請を行っている事例が存在した。申請書類とその根拠となる添付書類の整合性は貸付申請時に確認するべきである。</p> <p>【意見】貸付要件書類の整理について（新規性）</p> <p>貸付申請時に、保育士登録証の写しを申請書に添付することとなっているが、添付されていないものが1件あった。適切に資料の整理を行うべきである。</p> |
| 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課 | | |
| 6 | ひとり親家庭等就業支援強化事業 | <p>【意見】貸付の対象となる費用について（有効性）</p> <p>ひとり親高等職業訓練促進資金貸付の対象となる費用について一定程度の基準を設け、その上で協議会にて審査を行うことが必要である。</p> |
| 8 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | <p>【意見】貸付審査表の審査基準について（新規性）</p> <p>「母子・父子・寡婦福祉資金貸付審査表」に記載された審査基準が貸付申請された資金種類の審査基準と整合しているか確認をして利用するべきである。</p> |

(2) 実績報告等の確認に関する指摘事項及び意見

「地域周産期医療センター運営事業」において補助金交付先の実績報告の収支額が交付申請の収支予定額と同額のケースがあり、実績報告の確認について指摘事項を記載している。その他の事業でも補助金交付先や業務委託先から実績報告や成果報告の提出を受けているが、報告書の内容が適切でないものや記載が不十分であるものが見受けられた。実績報告や成果報告は、事業内容が事業目的を達成しているか、補助金額・委託金額及び支出内容が妥当か否か等を評価する重要な書類である。補助金交付先や委託先に対して適切かつ十分な記載をするよう指導する必要がある。

| 健康福祉部 医療政策課 | | | |
|---|------------|-------------|-------------|
| 2 地域周産期医療センター運営事業 | | | |
| 【指摘事項】実績報告の収支額について（合规性） | | | |
| 総合病院山口赤十字病院の平成 29 年度の実績報告の収支額が、交付申請の収支予定額と全くの同額となっている。実績報告の収支額及び交付申請の収支予定額は以下のとおりである。 | | | |
| （単位：円） | | | |
| 支出額 | | | |
| 区分 | GCU | NICU | 合計 |
| 給与費 | 53,884,200 | 222,391,800 | 276,276,000 |
| 材料費 | 1,223,400 | 26,622,100 | 27,845,500 |
| 経費 | 10,437,220 | 41,748,880 | 52,186,100 |
| 減価償却費 | 340,000 | 3,060,000 | 3,400,000 |
| 合計 | 65,884,820 | 293,822,780 | 359,707,600 |
| 収入額 | | | |
| 区分 | GCU | NICU | 合計 |
| 医業収益 | 60,750,000 | 242,991,000 | 303,741,000 |
| 合計 | 60,750,000 | 242,991,000 | 303,741,000 |
| 収支差額 | 5,134,820 | 50,831,780 | 55,966,600 |
| 平成 28 年度についても交付申請と実績報告を閲覧したところ平成 28 年度も実績報告の収支額が、交付申請の収支予定額と全くの同額となっている。このことについて県は、平成 28 年度の実績報告書の提出を受けた際、同病院に確認しているが、正しい実績額であるとの回答であったため、それ以上の指導を行っていない。 | | | |
| 交付申請は平成 29 年 7 月 26 日に提出されており、この時点で平成 29 年度の実績を算出することは不可能と考えられる。総合病院山口赤十字病院の場合、実績報告に記載された収支差額 55,966 千円が補助金の算定基礎となっている。 | | | |

当事業は、国庫からの「医療提供体制推進事業費補助金」を財源にしているが、「医療提供体制推進事業費補助金」は、当事業以外にも様々な事業に配分されており、当事業以外への配分額や当事業内の病院間の配分額にも影響を及ぼす可能性がある。

県は、総合病院山口赤十字病院に対して実績報告の収支額については実績額を報告するよう指導をすべきである。

上記の他、実績報告等の確認に関する指摘事項及び意見（要約）は以下のとおりである。

| 所管課 | | |
|-------------------------|-----------------|---|
| | 事業名 | 指摘事項及び意見（要約） |
| 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課 | | |
| 21 | 保育士確保総合対策事業 | <p>【意見】保育内容の調査研究について（有効性）</p> <p>研究の成果がどのように発表されどのように県下へ広められているのかを実績報告書に記載してもらうなどして研究成果の利用状況を確認すべきである。</p> |
| 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども家庭課 | | |
| 10 | ひとり親家庭生活向上事業 | <p>【意見】家計管理・生活支援講習会等の実施内容の検討について（有効性）</p> <p>県は目的とした事業が実施されているかどうかについて、実績報告書にて適切に評価を行い、次年度以降の契約方法や業務実施方法について検討を行うべきである。</p> |
| 11 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | <p>【指摘事項】実績報告書の記載内容の確認について（新規性）</p> <p>実績報告書の「派遣等時間割の内訳」の記載に誤りが発見された。実績報告書の記載内容に誤りがないか確認すべきである。</p> |
| | | <p>【指摘事項】実績報告書の収支内訳と委託先の決算書との整合性について（新規性）</p> <p>実績報告書に記載する収支内訳は委託先の決算書との整合性を確認しやすくするよう工夫すべきである。</p> |
| 健康福祉部 障害者支援課 | | |
| 1 | 在宅障害児療育支援推進事業 | <p>【指摘事項】事業実施状況の報告について（新規性）</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅支援外来療育等指導事業の総括表について「障害種別」と「担当職種別」の指導延件数が合致していない理由を問い合わせ、合致するように記載方法を指導する必要がある。 在宅支援外来療育等指導事業の内訳表について所定の様式・最 |

| | | |
|-------------|-----------------|--|
| | | <p>新の様式を使用するように指導すべきである。</p> <p>・実績がない法人の事業実施状況の報告について実施要綱に実施状況の報告を省略することができる旨の規定がない以上、「実績なし」などと記載をして提出させるべきである。</p> |
| 2 | 発達障害児地域支援体制強化事業 | <p>【指摘事項】成果報告書の記載漏れについて（合規性）</p> <p>実績が未記入の成果報告書が1件あった。実績を漏れなく記載するように委託先に指導することが必要である。</p> |
| 商工労働部 経営金融課 | | |
| 1 | 女性創業サポート事業 | <p>【指摘事項】収支精算報告書について（合規性、経済性・効率性）</p> <p>経費内訳のほとんどが再委託先への委託料であるため、当事業に係る再委託先の収支実績が分かる資料の提出を委託先に要求し、見積書との比較分析をして支出内容の妥当性を検証すべきである。</p> |

3 指摘事項及び意見の一覧（要約）

(1) 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課

| 事業名 | 指摘事項及び意見 | 内容 |
|------------------|--|---|
| みんなで子育て応援推進事業 | 【意見】やまぐち子育て応援パスポート発行枚数について（有効性） | 対象となる世帯数に比べてパスポートを取得した世帯の割合が低いのではないかと考えられる。パスポートの存在を知っていれば利用したかったという世帯が利用できるよう周知方法等の見直しが必要である。 |
| ぶち幸せおいでませ！結婚応援事業 | 【意見】やまぐち結婚応援センターの入会要件について（有効性） | 人口減少対策の面からは、県外在住者の場合、入会申込書にUJイターンの予定を記載させるなどして入会時にUJイターンの意思を確認することも検討すべきである。 |
| | 【意見】萩サポートセンターについて（経済性・効率性） | 萩サポートセンターは会員数が15名と少なく、また受付時間は金曜日の10時から17時のみとなっている。今後の会員数や利用状況の推移を注視しつつ、今後の運営方針について、検討していくことが必要である。 |
| | 【意見】婚活サポーターの実効性の確保について（有効性） | 結婚応援セミナーのうち企業向けのセミナーについて「やまぐち結婚応援企業」の従業員の参加が少ない状況である。「企業内婚活サポーター」が積極的にセミナー紹介・募集をするようサポーターの役割について周知を図る必要がある。 |
| 母子保健対策推進事業 | 【指摘事項】乳幼児健康診査に関する医師の研修会の委託契約書について（合規性） | 仕様書での開催回数は年1回と記載されているが、委託契約書では年2回と記載されている。実態に合わせて委託契約書の記載を年1回とすべきである。 |
| | 【指摘事項】母子保健推進員特別研修について（合規性） | 補助金額確定時の「補助金等の交付事務に係るチェックシート」について、チェックシートが形骸化しないよう実態に合わせてチェックを入れるべきである。 |
| 多子世帯応援保育料等軽減事業 | 【意見】補助金交付要綱の記載について（合規性） | 別表の事業内容の定義及び交付申請に係る様式のうち別紙付表の記入要領があいまいなことから、交付要綱の記載内容を整理して補助金の算定について明確化することが必要である。 |
| 子育て支援特別対策事業 | 【意見】補助金に関する仕入税額控除の報告確認 | 補助事業者が、消費税の課税事業者であるか否かを事前に確認するため、申請書又は実績報告書 |

| 事業名 | 指摘事項及び意見 | 内容 |
|----------------|--|--|
| | について（新規性） | に消費税の課税事業者かどうかの記載を項目として設けることも検討すべきである。 |
| 保育・幼児教育総合推進事業 | 【意見】県の交付要綱未作成について（新規性） | 国要綱を単純な読み替えで準用できない場合については、県独自の交付要綱を作成する必要がある。 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 【意見】補助金交付後の不用額発生について（新規性・効率性） | 交付金額をより実績に近づけるように事業の進捗度合や見込みを各市町に徹底させ不用額(返納額)を縮小させるように取り組んでいく必要がある。 |
| 子育て支援環境づくり推進事業 | 【意見】仕入控除税額の確認について（新規性） | 補助事業者が、消費税の課税事業者であるか否かを事前に確認するため、申請書に消費税の課税事業者かどうかの記載を項目として設けることも検討すべきである。 |
| 保育士確保総合対策事業 | 【意見】目標値の設定について（有効性） | 保育所待機児童数など、より実態を反映させることができる指標を目標値として設定することも検討すべきである。 |
| | 【意見】保育内容の調査研究について（有効性） | 【再掲】 |
| | 【意見】保育補助者雇上費貸付について（新規性・有効性） | 【再掲】 |
| | 【意見】保育補助者雇上費貸付の申請書と添付書類の整合性確認について（新規性・新規性） | 【再掲】 |
| | 【意見】貸付要件書類の整理について（新規性） | 【再掲】 |
| | 【指摘事項】就職準備金貸付の要綱に合致しない貸付について（新規性） | 【再掲】 |
| | 【意見】貸付審査段階のチェック体制の強化について（新規性） | 【再掲】 |

(2) 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課

| 事業名 | 指摘事項及び意見 | 内容 |
|-------------------------|--|--|
| 児童保護費 (児童家庭支援センター補助) | 【指摘事項】補助金交付申請時期について(合规性) | 交付要綱において申請期限は補助金の交付を受けようとする年度の5月31日と規定されているが、児童家庭支援センターからの交付申請書の受付は事業年度末に近い3月19日付となっている。 |
| | 【意見】補助基準額の根拠数値の正確性について(合规性、経済性・効率性) | 補助金交付申請金額の算定基礎となる相談件数の正確性を検証することをチェックリストに明示すべきである。 |
| | 【意見】意見箱の設置について(有効性) | 「はるかこどもの相談センター」以外の他の児童家庭支援センターにも意見箱等を導入することは検討の余地があると考えられる。 |
| 児童委員活動費 | 【意見】委員充足率について(有効性) | 民生委員・児童委員の定数は3,072人で委嘱者数は3,022人となっている(充足率98.4%)。民生委員・児童委員の負担軽減策も含め充足率の向上に努める必要がある。 |
| | 【意見】支出手続きについて(経済性・効率性) | こども家庭課は、厚政課が条例により定めた民生委員・児童委員の定数に応じて、児童委員活動費の支出手続きを行っている。事務の効率性の観点から児童委員活動費の支出手続きについても厚政課で行うことも検討すべきである。 |
| 主任児童委員研修事業 | 【意見】主任児童委員研修について(有効性) | 対象者がほぼ同じ研修を非常に短期間の間に開催している。開催時期を事前に調整するなど、参加者の負担を軽減する方策を検討すべきである。 |
| ひとり親家庭等就業支援強化事業 | 【意見】就業支援相談員の募集条件について(有効性) | 募集条件として「電話相談業務経験者(男女不問)」とされているとのことである。就業支援に関連する業務の経験を有する者等、もう少し条件を加重して相談員を募集することを検討する必要がある。 |
| | 【意見】巡回相談(就業支援)の在り方について(有効性、経済性・効率性) | 開催日によっては相談者数が0人の場合もある。ひとり親家庭に対して巡回相談の開催を周知徹底していくべきである。また、開催地区や回数の見直し、事前予約制の導入等を検討すべきである。 |

| 事業名 | 指摘事項及び意見 | 内容 |
|-----------------|--|---|
| | | る。 |
| | 【意見】貸付の対象となる費用について（有効性） | 【再掲】 |
| 児童扶養手当支給事業費 | 【意見】児童扶養手当返納金の不納欠損処分について（合规性） | 訴訟も一手段であるのだから不納欠損処理を実施する前に、訴訟の可否について個別に検討過程を記すべきである。 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 【意見】債権管理マニュアルの法的措置について（合规性） | 債権管理マニュアルに明示された法的措置の要件を満たすのであれば、法的措置を検討すべきである。なお、要件が不明確であるため法的措置を採れないのであれば、要件を明確にするべきである。 |
| | 【意見】不納欠損処理について（経済性・効率性） | 容易に債権の時効の成立となるような長期間の債権の放置は避けるべきである。 |
| | 【意見】貸付審査表の審査基準について（合规性） | 【再掲】 |
| | 【指摘事項】長期間放置された状態の債権について（合规性） | 健康福祉センターで対応が困難な債権については、マニュアルに従ってこども家庭課を通じ税務課と協議をすることが必要である。 |
| ひとり親家庭自立支援給付金事業 | 【意見】自立支援教育訓練給付金の周知の徹底について（有効性） | 県内の町（周防大島町除く）と連携を図り制度案内のパンフレットに自立支援教育訓練給付金を記載するなど町民に周知を図る必要がある。 |
| ひとり親家庭生活向上事業 | 【意見】家計管理・生活支援講習会等の実施内容の検討について（有効性） | 【再掲】 |
| | 【意見】家計管理・生活支援講習会等の契約額について（経済性・効率性） | 委託額が上昇する要因となった講師謝金が比較的多く生じる専門家による講習は1回しか実施されていない。専門家の講習を前提としているのであればその旨を仕様書に明記すべきである。 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 【指摘事項】実績報告書の記載内容の確認について（合规性） | 【再掲】 |
| | 【指摘事項】実績報告書の収支内訳と委託先の決算書との整合性について（合规性） | 【再掲】 |

| 事業名 | 指摘事項及び意見 | 内容 |
|--------------------|---|--|
| | 【指摘事項】委託料の根拠となる予定価格について(経済性・効率性) | 過年度の事務費の実績金額等を参考に予定価格を算出すべきである。また、委託先の支出増加に伴い委託料を変更(増額)するのであれば、支出内容を詳細に確認すべきである。 |
| | 【意見】家庭生活支援員に対する派遣手当の金額について(新規性) | 子育て支援に係る平日の手当(交通費含む)が、山口県における最低賃金の単価を下回る水準となっている。家庭生活支援員に対する派遣手当の単価を改定することも検討すべきである。 |
| 子どもの虐待対策・家庭的養護推進事業 | 【指摘事項】山口県児童養護施設等入所児童運転免許取得費補助金について(新規性) | 交付申請書に貸付金の利用が困難である旨およびその理由を明確に記載するように各児童相談所長へ再度、周知徹底を図る必要がある。 |
| | 【指摘事項】申請者が未成年者であるときの児童養護施設等の施設長の意見書等について(新規性) | 貸付金規程の第7条第4号の「意見書等」について所定の様式はあるが、別の書面で代用しているとのことである。所定の様式を使用すべきである。 |
| | 【指摘事項】業務従事状況報告書の提出期限について(新規性) | 借受人は毎年4月20日までに、業務従事状況報告書を提出することとなっているが、5月23日に提出されているケースがあった。 |
| | 【意見】償還猶予申請書及び償還猶予決定通知書の記載について(新規性) | 3種類の資金を借り受けた者の償還猶予申請書及び償還猶予決定通知書を閲覧したところ、3種類の資金が一緒に記載されていて償還猶予期間が5年間となっていた。 資格取得支援費の猶予期間は2年間であることがわかるように記載すべきである。 |
| | 【指摘事項】申請期限のルール化・明文化について(新規性) | 貸付申請期限についてルール化して規程等に明文化すべきである。 |
| | 【意見】貸付事業資金の管理方針の文書化について(経済性・効率性) | 平成29年度末現在でも1億円を超える多額の資金を保有しており、県としての管理運用方針を定め文書化するべきである。 |
| | 【意見】委託契約書の省略について(経済性・効率性) | 山口県会計規則で契約書の作成を省略できるケースでも契約書を作成している。規則に反しているわけではないが、経済性・効率性の観点から契約書の作成を省略することも検討すべきである。 |

| 事業名 | 指摘事項及び意見 | 内容 |
|----------------------------------|--|--|
| 児童保護費 （措置児童委託料及び母子生活支援施設等負担金） | 【指摘事項】児童入所施設措置費等県費負担金に係る指導監査について（有効性、経済性・効率性） | 児童入所施設措置費等県費負担金については県費が使用されていることから、市町が主体となっている児童入所施設措置費等についても何らかの指導監査等を実施すべきである。 |
| 児童福祉振興費 | 【指摘事項】アイリンピック大会における山口県児童福祉振興行事実行委員会の位置付け及び運営方法について（合规性） | 実行委員会を山口県から独立した一団体として扱うべきである。また、アイリンピック大会に関する決算額は、同実行委員会に対する補助金として山口県の補助金に関する規定に基づき支出を行うべきである。 |

(3) 健康福祉部 医療政策課

| 事業名 | 指摘事項及び意見 | 内容 |
|-------------------------------|---|---|
| 周産期医療システム強化事業 | 【意見】同一の委託先に対する複数の委託業務契約の事務の効率化について(経済性・効率性) | 平成29年度2つの業務委託契約を平成30年度からは1つの業務委託契約としている。平成29年度でも特段の事情がなければ1つの業務委託契約とすることを検討すべきであった。 |
| 地域周産期医療センター運営事業 | 【指摘事項】実績報告の収支額について(合规性) | 【再掲】 |
| 周産期医療助産師活用推進事業 | 【意見】助産実践能力向上事業研修会の参加施設数について(有効性) | 県内分娩施設38施設中、2年間で参加した施設は16施設であった。過去に参加していない施設や助産師会への働きかけ、人的余裕のない小規模施設への配慮等を検討し、参加施設数を増やすことが必要である。 |
| 小児医療対策事業 | 【意見】小児救急医療啓発事業の委託契約期間について(合规性) | 業務委託契約の契約締結日と当該啓発事業の初回開催日が同日であった。仮に契約手続きに不備があった場合は正式な契約が成立しない状況で事業が開催されることになる。契約締結日の在り方を再考すべきである。 |
| | 【意見】(一社)山口県医師会との単独随意契約について(経済性・効率性) | 山口県小児救急医療電話相談業務について担当する時間帯によって契約方法が異なっている(単独随意契約と一般競争入札)。担当する時間帯によって契約方法が違う理由が分かるように競争入札等審査会資料等に契約方法の理由を記載すべきである。 |
| 医療勤務環境改善支援事業(うち病院職員子育てサポート事業) | 【意見】重複補助実施の有無の確認について(合规性) | 重複補助のないことの確認について交付申請書提出の際にチェックシートを提出してもらう等の事務負担のかからない形での確認を検討すべきである。 |
| 病院内保育所共同利用促進事業 | 【意見】利用促進のための方策について(有効性) | 県内では病院内保育所において他施設の職員の児童を受け入れた実績がないため他県の先行事例を紹介する等、利用促進を図る方策を検討すべきである。 |

(4) 健康福祉部 医務保険課

| 事業名 | 指摘事項及び意見 | 内容 |
|--|---|--|
| 県立病院機構 運営費負担金 (うち「周産期 医療に要する 経費」及び「周 産期母子医療 センター地域 連携業務」) | 【意見】「周産期医療に係る経費」の按分基準の作成及び実績の把握について(経済性・効率性) | 共通経費については按分をすることになるため按分基準を文書化するべきである。 また、負担金は年間の実績も踏まえた金額を把握し負担金の額が妥当であったのかどうか事後検証をすることも検討すべきである。 |

(5) 健康福祉部 障害者支援課

| 事業名 | 指摘事項及び意見 | 内容 |
|-------------------------|---|---|
| 在宅障害児療 育支援推進事 業 | 【指摘事項】事業実施状況の報告について(合规性) | 【再掲】 |
| | 【意見】委託業者の選定について(有効性、経済性・効率性) | 平成 29 年度に指導実績のなかった 3 法人について、なぜ実績がなかったのか分析し、今後の委託業者選定に活かすことが必要である。 |
| 発達障害児地 域支援体制強 化事業 | 【指摘事項】成果報告書の記載漏れについて(合规性) | 【再掲】 |
| | 【指摘事項】委託料に関する見積書の明細について(経済性・効率性) | 委託先の法人によって計画している事業内容の詳細が異なるのが通常であり、事業内容の詳細に対応した見積の明細を添付するように委託先に指導することが必要である。 |

(6) 環境政策部 男女共同参画課

| 事業名 | 指摘事項及び意見 | 内容 |
|------------|---|---|
| 男女共同参画推進事業 | 【意見】ポスターコンテストについて(有効性) | 県下一円からより幅広く応募がなされるよう各学校に働きかけをしていくべきである。 |
| 輝く女性応援事業 | 【意見】中小企業の女性の活躍加速化支援(女性活躍推進法行動計画策定セミナー)について(有効性) | 平成 30 年 3 月時点の山口県内の中小企業者の届出数は目標届出社数を下回っている。今後、具体的にどのような支援が有効なのかを見極めつつ実施する必要がある。 |

(7) 商工労働部 経営金融課

| 事業名 | 指摘事項及び意見 | 内容 |
|------------|--------------------------------|------|
| 女性創業サポート事業 | 【指摘事項】収支精算報告書について(合規性、経済性・効率性) | 【再掲】 |

(8) 商工労働部 労働政策課

| 事業名 | 指摘事項及び意見 | 内容 |
|---------------|---------------------|--|
| 子育て女性等の活躍応援事業 | 【意見】参加者の募集について(有効性) | 募集定員に比べて参加者が少ない状況となっている。参加者が少ない原因を分析し、受託者と広報の方法やチラシの配布先などを再検討すべきである。 |
| | 【意見】参加者の資格について(有効性) | 企業の人材確保の観点から幅広い求職者を参加させることは理解できるが、事業の主たる目的である子育て女性の再就職を促進するためには子育て女性の就業ニーズをより積極的に掘り起こす必要がある。 |

(9) 土木建築部 住宅課

| 事業名 | 指摘事項及び意見 | 内容 |
|------------------|---|---|
| 三世代同居・ 近居推進事業 | 【意見】「住民票の写し」 のコピーが綴られていた ことについて（合規性） | 対応した県職員がコピーに対して原本と相違ないことを確認した旨のコメントを記載し、対応した県職員の押印をしておくなど原本を確認したことが分かるようにするべきである。 |

以上